

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年10月18日

新潟県人事委員会委員長職務代理者

新潟県人事委員会委員 若 月 道 秀

新潟県人事委員会規則第6-1835号

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 職員の退職手当に関する条例施行規則（規則第6-183号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には当該移動号（以下「削除号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。）を削る。

改 正 後	改 正 前
（条例第13条第1項に規定する人事委員会規則で定める者） 第9条の2 条例第13条第1項に規定する人事委員会規則で定める者は、次のとおりとする。 （1）・（2） （略） （3） （略） （4） （略） （5） （略）	（条例第13条第1項に規定する人事委員会規則で定める者） 第9条の2 条例第13条第1項に規定する人事委員会規則で定める者は、次のとおりとする。 （1）・（2） （略） <u>（3） 法第28条第4項の規定により失職（法第16条第1号に該当する場合に限る。）した者</u> （4） （略） （5） （略） （6） （略）

第2条 職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

様式第3（別紙）を次のように改める。

様式第3 (別紙)

⑯退職事由			
【退職事由は所定給付日数・給付制限の有無に影響を与える場合があります、適正に記入してください。】			
所属課 (所)長 記載欄	退職者 記載欄	退職の事由	※ 公共職業安 定所記載欄
<input type="checkbox"/>	-----	1 組織若しくは定数の改廃又は予算の減少により過員又は廃職を生ずることによるもの	
<input type="checkbox"/>	-----	2 定年、任用期間満了等によるもの	
<input type="checkbox"/>	-----	(1) 定年による退職(定年 歳)	
<input type="checkbox"/>	-----	(2) 任用期間満了による退職	
<input type="checkbox"/>	-----	3 任命権者からの働きかけによるもの	
<input type="checkbox"/>	-----	(1) 懲戒免職等処分	
<input type="checkbox"/>	-----	(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職又はこれに準ずる退職	
<input type="checkbox"/>	-----	(3) 地方公務員法第28条第1項第2号の規定による免職又はこれに準ずる処分	
<input type="checkbox"/>	-----	(4) 地方公務員法第28条第1項第1号又は第3号の規定による免職若しくはこれに準ずる処分	
<input type="checkbox"/>	-----	(5) 退職勧奨	
<input type="checkbox"/>	-----	4 職場における事情に起因する退職	
<input type="checkbox"/>	-----	(1) 勤務していた公署の移転により通勤困難となつたため	
<input type="checkbox"/>	-----	(2) 公務上の傷病による退職	
<input type="checkbox"/>	-----	5 職員の個人的な事情に起因する退職	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> -----	(1) 職務に耐えられない体調不良、けが等があつたため	
	<input type="checkbox"/> -----	(2) 妊娠、出産、育児等を行う必要があつたため	
	<input type="checkbox"/> -----	(3) 家庭の事情の急変(父母の扶養、親族の介護等)があつたため	
	<input type="checkbox"/> -----	(4) 配偶者等との別居生活が継続困難となつたため	
	<input type="checkbox"/> -----	(5) 転居により通勤困難となつたため (新住所：)	
	<input type="checkbox"/> -----	(6) その他(具体的に)	
<input type="checkbox"/>	-----	6 その他(1-5のいずれにも該当しない場合)	
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; min-height: 100px;"> 具体的事情記載欄(所属課(所)長用) </div>	

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和元年12月14日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に退職した者が改正前の職員の退職手当に関する条例施行規則第9条の2第3号に掲げる者に該当する場合には、改正後の職員の退職手当に関する条例施行規則第9条の2に規定する職員の退職手当に関する条例第13条第1項に規定する人事委員会規則で定める者とみなす。

3 改正後の様式第3については、当分の間、従前の様式によることができる。